

第4回検討会 委員発言要旨

《消火活動》

田村委員

- 資料2の警防規定は東消独自のものなのか。ひな形のようなものがあるのか。
- (消防・救急課長) 何十年も前にひな形となる文書は出している。今回の火災を踏まえて改めて、見直して周知する必要がある。
- 資料3のP3応援要請基準の策定は今後具体的に考えていくのか。トリガーのイメージがあるのか
- (広域応援室長) 資料3の1のように大枠、考え方は示すが、具体的には地域の実情を踏まえて各消防本部で考えてもらうことになる。

関澤委員

- 資料2で、飛び火警戒要領を国で定式化してもらいたい。
- 過去の飛び火の出火について、常備が消した、団が消した、住民が消した場合の事例集、飛び火警戒のハンドブック(絵・イラスト・写真つき)を作って木密地域の住民にも配る。ということをやっていただきたい。

大宮委員

- 強風下、木造建築物密集地域を踏まえた常備と団の消防活動要領(消防団による予備注水を含む。)について、国が考え方の方向性を示す必要があるか。
- 強風下、木造建築物密集地域を踏まえた地域住民による初期消火のマニュアルについて、国が考え方の方向性を示す必要があるか。

《消防力の確保》

山崎委員

- 応援体制、職員数、地方に行くほど消防団の役割が大きくなることがわかった。消防力を考える上では、そのほかに地形、面積、木造建築物の密集具合を勘案しないといけない。また消防力の整備指針で、常備と団を合わせて筒先いくつ必要かということを見直す必要があるのではないか。
- (消防・救急課長) 現在でも地域の実情に応じて定めるように書いている。ただ、木造建築物密集地域とは書いていないし、具体的な基準の積算根拠ともなっていない。この検討会を踏まえて、今後整備指針を改正する際にそのようなことも検討してまいりたい。
- 地域性があるから地域ごとに考えるが、延焼火災を防ぐために最低限これくらいの消防力が必要ということは示すべきではないか。
- (室崎座長) 大火を想定した基準になっていない。水利の基準も同じく。

関澤委員

- 元々消防力の基準ができたのは、平常時の都市大火を防ぐため。隣家の延焼防止を防げば都市大火は防げるという考え。実際に 40 年間大火はなかったし、これからも 20～30 年ないかもしれない。
- 大規模火災に消防が太刀打ちすることはそもそもできない。都市大火は消防力で消すのではなく、都市構造で防ぐもの。
- 小規模火災を都市大火に繋げないのが消防力の基準（8 分消防）。
- 都市構造を放置して、消防力増強というのは、税金の無駄遣いにもなるし、議論の方向がずれていると思う。
- 小規模本部が多いので、応援体制をどうするか考えるのが正しい手順。

小林委員

- 関澤委員と同意見。日本の都市構造をもっと大火防止に働くようにしていくべきではないか。都市構造抜きで大火をゼロにするということは考えない方がよい。
- 都市構造が下部構造でその上部に消防がある。
- 消防庁の検討会なので、都市構造については踏み込まないが、消防で全て背負い込まないということで考えておかねばならない。

室崎座長

- 小林委員、関澤委員の言うことが正論で、それは前提とした上で、いざ起きたときに何もできないでは困るから、応援や水利ということを考える。

《強風以外に起因する火災》

小林委員

- 強風下の大火を考えているが、実際考えなければならないのは地震時の大火
- 日本では、南海トラフや首都直下での何十万戸も燃える大火が予想されている。こんな国は他にない。この予測が出るのは、都市構造が脆弱だから。四川地震でも何十万戸も燃えていない。
- 今回は強風下対策だが、地震のことも踏まえて、都市構造にも目をやりつつ、あの手この手で市街地大火を防ぐということを考えるべき。

《アンケート結果》

田中委員

- アンケート結果の管轄人口規模別分析を見ると、小規模大規模できれいに比例しているものと、70 万以上でも難しいものに分かれている。木造建築物密集地域への優先的な消防力の配備は規模を問わずあまりやっていない。これは、現状では木造建築物密集地域の

定義がないから。やはりある程度基準を作る必要があるのではないか。

《応援（共同指令による情報共有含む）》

田中委員

- 強風については、市町村ごとに通報を出すことは無理であり、意味もない。一次細分くらいはすべきか。その中で同じ気象条件での応援はかなり限定的になる。気象条件（火災気象通報等）を踏まえた応援体制を予め考えておく必要がある。

浜本委員

- 限られたコストの中で最大限消防力を発揮するために、共同指令は効果が高い。平成 17 年に消防庁から出された文書を受けて行っている。
- 最初の覚知の段階から全消防本部が知っているというのがすばらしい。
- 財政効果も大きい。単独消防で整備すると 60 億程度かかるのが 45 億、指令に要する人員も 230 人が 70 人程度となる。ぜひ今後とも推進してもらいたい。

川本委員

- 要請を待って応援というのはタイムラグがある。一定の基準をもって、不足する場合は、発生当初から、近隣の消防力を出動態勢に組み込む。共同指令ができないまでも、応援協定で組み込むか。
- 現場で応援の判断を迅速に行うのは難しい。
- ポンプ車の応援だけではなく、指揮支援隊の応援というのを出すべき。
- 活動要領について、常時共同であたる体制ができるのであれば、共通の活動要領を作っておくべき。最低でも県単位くらいで。単独の消防本部では難しい。
- これらのことについて、国、県の協力・指導も必要。

《消防団》

田中委員

- 3. 1 1 の時に 250 人近い消防団員がなくなっている。安全確保は団員確保の意味でも大事、きちんと議論したい。
- 自衛消防との関係も大事。コンビナート等、強い消防力を持った企業もある。なかなか難しいというが、こういう大きな事態になれば、民の力を借りるということもやってもよいのではないか。

山崎委員

- 消防団員の確保のための法律もできたりしているが、なかなか消防団の数が増えていかない。位置づけを見直す時期にきている。
- サラリーマン団員が増えていると、仕事になかなか出るのは厳しいという。海外では、

仕事中に出動した際の手当を行政が補填するような仕組みを持つところもある。

- 今の段階で人口減少する社会の構造に合わせた仕組みにしておかないと、どんどん消防団員の確保が難しくなる。

→ (室崎座長) 常備を何倍にもするのは難しい中、とんでもないことが起きた時の消防団の役割というのは昔からはっきりしており、重要である。装備等、国による環境整備が必要。大火が起きた時の常備と団の役割分担（予防注水などの飛び火警戒）をきちんと決めて消防団の力をどう引き出すか。

小林委員

- 8分消防のようなことを考えると、サラリーマン団員は難しい。都市構造がしっかりしていれば8分以上かかってもよくなる。結果として、消防団の割合が多くてもよいということになる。ヨーロッパは都市構造がしっかりしているから、すぐには行かなくてもよくて、結果消防団がほとんど消すような形が成り立っている。
- まずは都市構造の不燃化を一層進める必要がある。

国民保護・防災部長

- 団員数が減っている、サラリーマンが増えているという中で、企業なども回りながら、事例も話しながら協力を求めている。勤務地団員も進めている。
- 有給取得の推進の協力依頼を行っている。CSRの観点から協力的な企業もある。さらに全国に広げていきたい。県や市町村からも個別の企業を口説いていく。さらに必要であれば山崎委員の言うようなことを考えたい。

地域防災室長

- 安全装備はきちんとやっていきたい。法律時に安全装備の交付税措置を引き上げた。今回そこまでできるかはわからないが、盛り込んでいきたい。
- 団員を出動させた企業に補填をというところは、対策を研究はしたいが、今のところは協力事業所の認定。自治体によっては減税や入札参加資格への加点などのメリットがあるところもある。
- 飛び火警戒については、全体の中の話（常備と非常備の連携）として検討する必要がある。

浜本委員

- 消防団の役割は地域によってだいぶ違う。火災時後方支援や、予防をしっかり行う、消火を行う。各地域で役割分担を考える。場合によっては見直しも必要。
- 団員数の減少については課題である。本県では機能別消防団などにより団員数の増加に取り組んでいる地域もある。調査を行ったところ 29 年 4 月 1 日時点で、千葉県では団員数が増加する見込みとなっている。

秋山委員

- 常備はけががなく、団は目などをけがした。常備は、シールドとしころがあったので大丈夫だったと聞いている。防塵メガネは曇って活動しづらかったと聞いている。シールド付きがよい。

《予防》

田村委員

- 仮に規制を強化したとしたら、実際にその規制が全国で実施されていくのか。
 - 単なる火災だけではなく、地震由来の火災や強風下での火災でも予防対策が必要ではないか。
 - 防災の目的は①死者数の減②財産の保護③国土の保全。糸魚川で死者がなかったのは成果。財産は燃えてしまった。次の目標は②、③を守ること。都市構造を待つまでもなく、段階的にできることからやっていく。
- (鈴木課長) 義務がいいのか推奨がいいのか。義務より、わがまちを守るという問題意識を醸成して、進めてもらうこともいいのではないか。検討会で出してもらった問題意識を踏まえて、各地域でも問題を捉えて検証してもらうことが大事。
- 住宅用火災警報器は災害種別によらず火災が発生した際に有用。全戸に付いているわけではなく、これからも進めていきたい。

山崎委員

- 現在、警報器の設置義務がない用途の建築物については、住宅用火災警報器に「小規模建物用警報器」などの新たな名前を与えて、その設置を義務付けすべき。火災発生件数も多い。
 - 高齢化社会を見据えて火災予防の検討を進めた方がよい。ベッドの周りだけ燃えて、住宅用火災警報器で知らせても逃げられなくて亡くなったような例もある。防災物品の更なる普及に取り組むとともに、将来的には、ぼや程度では燃えにくい住宅の実現を目指す必要があるのではないか。高齢社会を踏まえた火災予防が必要。
- (予防課長) 義務化するか、あるいは自発的な制度として推奨するかは様々な意見を聞いて検討する必要があるが、いずれにせよ地域の火災予防力を向上させる取組みが必要。
- ベッド周りだけ燃えているような火災の例について、防災物品の規制についても資料を出しているが、衣類の他寝具も防災物品がある。設置義務はないが、使用を勧めている。存在を知らない人もいるだろうから広報していきたい。ごわごわしているなど課題もあるので、メーカーとのやりとりもしていきたい。

榎委員代理

- 現状では、住宅用火災警報器は居住施設のための設備であり、飲食店には自動火災報知設備の設置が求められるものであるため、飲食店に住宅用火災警報器の設置を勧めるというのであれば、現場が混乱しないように整理が必要

- とはいえ、糸魚川のようなことを踏まえ、木造建築物密集地域に特化した対応として連動型とか考えるのは重要。

室崎座長

- 高齢者は一人では逃げられないので、高齢者の死者を減らすには、周りの人に火事を教えていかなければならない。
- 人の目が少なくなっているなかで、飲食店についても周りに伝える形が必要。
- コミュニティ連携型の火災予防ということを考えなければならない。
- 義務化するか、自発的な制度とするかは、考える必要があるが、義務化は難しいで止まらないようにする必要がある。

大宮委員

- 住宅用火災警報器、人的な被害についてはそれなりに効果。初期消火にも効果がでていると見える。
- 今回は初期消火がうまくいかなかった。どういうことが原因かつめたほうがよい。いろいろあるが、例えば建物の構造。長屋風の構造だった。

《火災気象通報》

気象庁

- 火災気象通報の発表区域、タイミングは、地域によって異なっており、消防庁と連携して、現場における活用の検討を踏まえて今後の対応を考えたい。
- (田中委員) 現象の広さを考えると発表単位は一次細分区域程度だろう。

《その他》

田村委員

- 予防力、予測力、対応力という話で言うと予防力、対応力の話はあったが、予測力というところがない。災害になった場合被害見積もり、全国様々だが、類型化みたいなことをやってみないと予算の適正配分もできない。
- (消研) シミュレーションはすぐにできる。訓練では使っていただける。個別にやってもらった上で、類型化ができるのか、ということについては研究していきたい。
- (室崎座長) 起きてから1時間後を予測して動くということができるのか。リアルタイム
- (消研) 参考値としてはできる。今のものでは風を一様に吹かせる等の設定しかできない。改善が必要。